

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人劇場演出空間技術協会（以下「本会」という。）定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

(1) 正会員A (法人)	300,000円
(2) 正会員B (法人)	300,000円
(3) 正会員C (個人)	20,000円
(4) 賛助会員A (法人)	100,000円
(5) 賛助会員B (個人)	15,000円
(6) 賛助特別会員 (団体)	20,000円

(入会金の納期)

第3条 入会金は、本会から入会承認の通知を受け、請求書を受領した日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 正会員A (法人)	500,000円
(2) 正会員B (法人)	250,000円
(3) 正会員C (個人)	30,000円
(4) 賛助会員A (法人)	1口当り 100,000円
(5) 賛助会員B (個人)	15,000円
(6) 賛助特別会員 (団体)	1口当り 20,000円

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、請求書を受領後3ヶ月以内に、会費年額の全額を納付しなければならない。

(納入方法)

第6条 入会金・会費の納入は原則として本会指定の銀行口座に振り込むものとし、振込手数料は会員の負担とする。

入会金及び会費は退会に際してもこれを返却しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成28年8月26日から施行する。